

平成27年度 施設指導監査結果

実施日 平成27年12月1日

施設の概要(指導監査実施日現在)

施設名	さくらの里山科
所在地	横須賀市太田和5-86-1
電話番号	046-857-6333
運営法人名	(社福)心の会

指摘内容

指摘事項	根拠法令等	具体的内容	改善状況
事故発生防止のための指針の整備等について	特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例(以下特養条例と記載)第42条において準用する第31条第1項第1号	<p>特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければなりません。</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>② 報告された内容を分析し改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>しかしながら、貴施設においては事故発生防止のための指針を整備しておらず、また事故発生防止のための介護職員等に対する定期的な研修を実施していませんでした。</p> <p>事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備し、事故発生防止のための介護職員等に対する定期的(年2回以上)な研修を実施してください。</p>	改善済
感染症対策について	特養条例第42条において準用する第26条第2項	<p>特別養護老人ホームは、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延の防止のために次の措置を講じなければなりません。</p> <p>① 特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ること。</p> <p>② 特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>しかしながら貴施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会が開催されておらず、また感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていませんでした。</p> <p>これらの対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について介護職員等に周知徹底し、また感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。</p>	改善済